

# 仕 様 書 ( 案 )

## 1 委託件名

「あだち観光ネット」改修業務委託

## 2 背景

- ( 1 ) 近年、スマートフォン(以下、「スマホ」という。)やタブレットの普及により、これらの端末から情報を取得することが一般的になっている。現在の足立区観光交流協会(以下、「委託者」という。)が運営するホームページ「あだち観光ネット」(以下、「HP」という。)は、主にパソコンユーザー向けに構築されており、スマホユーザーが使いやすいウェブデザインではない。
- ( 2 ) 観光情報を取得する手法も Instagram や Twitter 等から取得でき、公式サイトに依存しないユーザーの動きも顕著である。現行のHPについても「足立の花火」等の大規模イベント以外の観光情報に係るページ閲覧者数が少ない。

## 3 改修の目的

- ( 1 ) ウェブデザインの全面的な改修を行うことで、スマホユーザーをターゲットとした見やすく利用しやすいサイトを実現する。
- ( 2 ) 当サイトに掲載されているコンテンツ、スポット情報等を整理し、各ページの内容や見せ方についても、ユーザーに必要な情報が伝わる工夫を施したサイトを実現する。

## 4 課題

- ( 1 ) サイト閲覧者の殆どがスマホユーザーとなっているが、スマホで見づらいページがある。
- ( 2 ) 大規模イベント記事以外のページ閲覧者数が少ない。
- ( 3 ) TOPページへアクセスしたユーザーが、サイト内ページへ遷移せずにサイトを閉じてしまうことが多い。
- ( 4 ) 過去に公開した特集記事(ピックアップ、グルメ特集等)の階層が深くなっている、情報(スポット情報、特集記事、イベントページ)が蓄積されてきたことで情報量が多くなっている等の理由で、利用者へ効果的な情報提供ができていない。
- ( 5 ) HPの見た目、レイアウトが古い。
- ( 6 ) 委託者が新たにSNSの利用を開始した際のTOPページ表示等、HP上のレイアウトを柔軟に変更できるような機能・設計の維持・充実が必要である。

## 5 委託業務内容

### ( 1 ) HP改修業務

#### ア 改修の対象範囲

HP (<http://adachikanko.net/>) 内全てのページとする。また、委託者が指定する非公開ページ等は対象外とする。

#### イ 改修に係る要求水準

以下の項目は委託者がHP改修に求める要求水準であり、構築にあたってはこれを満たす内容で実施すること。また、以下の水準は委託者が最低限必要と考えているものであり、水準以上の提案を妨げるものではない。

#### (ア) 全体レイアウト

HPを全面的に改修し、全体としてのデザインや様式の統一を行うこと。また、

デザインはユーザーへ視覚的に訴求できる工夫をすること。

スマホ、タブレット端末等のデバイスでも情報を快適に取得できるよう、デバイスに応じてウェブサイトの表示を最適化する仕組みを備えること。

(イ) ユーザーの利便性、検索性

ユーザーが必要とする情報を簡単に探すことができること。また、サイト内検索機能についても適格な検索結果を表示すること。

ユーザーの目的に合わせた導線の整理や、情報に最短でたどり着ける工夫をすること。

各ページ（イベントページ、スポット情報等）へ遷移した後においても、閲覧したページの関連情報を表示する等、検索性を高める工夫をすること。

(ウ) 今後を見据えた柔軟な構築

委託者が今後新たなSNSの利用を開始する場合を想定し、受託者以外の事業者等でも、SNS連携やSNS表示機能を全てのページに追加できるよう、HP構築の際に配慮すること。また、SNSからHPへアクセスしたユーザーが、他のSNSもあることを認識できるようなデザインで構築すること。

委託者が今後新たな動画コンテンツの配信を開始する場合を想定し、受託者以外の事業者等でも、全てのページ内に動画コンテンツを組み込むことができるよう、HP構築の際に配慮すること。

(エ) その他

現行サイト内のコンテンツ、特集記事、スポット情報等を整理し、各ページについて委託者と協議のうえ必要に応じた統廃合をすること。

ウェブに関する知識を持たない職員であっても、必要なデータを入力することにより、簡易にページ作成・更新・管理が行えるフォーマットを複数作成すること。観光情報をSNSから取得するユーザーが増えている中、それらのユーザーに当協会HPを利用してもらえるよう、HP作成事業者の専門的観点からその手法を提案し、委託者と協議してHPの構築に反映させること。

なりすましや情報の改ざん等の外部からの攻撃や、情報漏洩等のセキュリティリスクにも対応した、安全なシステムを構築すること。

アクセシビリティを考慮したウェブサイトであること。

現行ウェブサイトの課題を解決して構築をすること。

現行HPのアクセス解析によるウェブ戦略を実施し、コンテンツ作成の方向性や、HP記事が検索エンジンの検索結果上位表示となるためのウェブ戦略を提案すること。また、HP改修はウェブ戦略に基づき構築し、改修したHPについても公開後の効果検証を実施すること。

ウ 改修に係る必須要件

別紙「改修必須要件一覧」のとおり

(2) データ移行業務

現行HPで作成されたページのデータは、新たなプラグインの導入で既存ページの表示が変更される場合や、ページの統廃合により新たにページを作成する場合等を含めて、委託者が必要とするページ全てを改修後のHPへ移行すること。

(3) 改修後HPの公開

ア 公開準備作業によってHPの未公開期間が発生することなく改修後のHPに切り替わること。

イ 改修後もドメインを引き継いで公開すること。

(4) 資料等の作成業務

ア 受託者は、業務の履行状況について随時報告を行うこと。また、委託者が業務の履行に関し、受託者に報告を求めた場合は直ちに応じること。

イ 委託者がページデザイン等の意思決定に必要な資料を求めた場合は、イラスト、画面のハードコピー、データ等による資料を作成すること。

(5) 操作研修業務

構築したHP上でのページ作成や管理業務について、ウェブに関する知識を持たない業務担当者へ事前の操作説明が必要と委託者が判断する場合、操作研修を実施すること。

(6) 公開後の不具合修正業務

HP公開後、公開情報や操作、設計等に不具合が生じた場合、契約金額の範囲内で修正すること。

6 履行期間

契約締結日から令和4年3月31日(木)まで

7 改修スケジュール

(1) HP改修期間 契約締結日からHP公開日まで

(2) 改修後HP公開予定時期 令和3年9月末

(3) 公開後の不具合修正期間 HP公開日から令和4年3月31日(木)まで

8 HPの基本要件

(1) 使用するCMSは現行サイトのCMSと同様でWordPressとする。

(2) 現行サイトのCMSに導入しているプラグインは以下の記載のとおりであるが、改修に合わせて必要なプラグインを公開日時点で最新バージョンに更新すること。バージョンアップにより不具合が生じる場合は、委託者と協議して調整すること。

(3) 新たにプラグインを導入する場合、継続的な利用に係る経費が発生するものは原則導入しないこと。必要に応じて導入する場合は委託者の承諾を得たうえで導入すること。また、導入に係る費用が初期費用のみである場合は、委託料の範囲内で導入すること。

プラグイン名	バージョン
Akismet	3.1.11
All In One SEO Pack	2.3.9.1
BackWPup	3.3.4
EWWW Image Optimizer	3.2.4
Contact Form 7	4.5.1
Flamingo	1.4
Google XML Sitemaps	4.0.8
Image Widget	4.2.2
List category posts	0.69
Shareaholic	7.8.0.4
Simple Map インストールのみ	2.14.8
TablePress	1.7
The Events Calendar	4.2.6
TinyMCE Advanced	4.3.10.1
User Role Editor	4.27.2
What's New Generator	1.11.2
WordPress HTTPS	3.3.6
WordPress Popular Posts	3.3.4
WP Canvas - Shortcodes	1.93
WP Fastest Cache インストールのみ	0.8.6.4
WP Multibyte Patch	2.6
メディアライブラリアシスタント	2.33

(4) サーバー要件

サーバーは既存のレンタルサーバーを使用するものとする。サーバー詳細情報等は、受託者決定後に提供するものとする。

(5) セキュリティリスク対策

ア なりすましや情報の改ざん等の外部からの攻撃や、情報漏洩等のセキュリティリスクにも対応した、安全なシステムを構築すること。また、その他のセキュリティ対策の必要性がある場合は、委託者と協議のうえセキュリティリスク対策を実施すること。

イ 委託者がすでに導入しているSSLを、全ページ暗号化された通信とすること。SSL詳細は、受託者決定後に提供するものとする。

(6) 翻訳機能要件

翻訳機能は、委託者がすでに使用している翻訳サービスが引き続き使用できること。

9 ブラウザ対応種別

以下のブラウザに対応すること。

- Internet Explorer 11.X
- Firefox 最新版
- Safari 最新版
- Chrome 最新版
- Microsoft edge 最新版
- Android Chrome 最新版
- Mobile Safari 最新版

#### 10 ホームページ構築の権限

H P改修に係る作業やシステムの構築等を実施する場合、受託者以外の第三者がサーバーへログインすることはできないものとする。また、ログインが可能となる情報等を第三者に提供してはならない。

#### 11 納品物

- 作業スケジュール
- プロジェクト計画書（プロジェクトの概要、スコープ、体制図を記載）
- 要件定義書
- CMS 設計書（プラグイン一覧含む、カスタマイズ部分について記載）
- サイトマップ
- ページ一覧（改修後のページ一覧）
- 主要画面構成書
- 操作マニュアル（イラストや画面のハードコピーを用いて解説すること）
- デザインデータ（作成したイラストの ai データ等）
- その他受託者が作成した S E O対策に係るデータ等
- 完了届

#### 12 業務遂行について

- （ 1 ） 本業務の実施にあたっては、委託者と必要な協議及び打ち合わせを十分に行うこと。
- （ 2 ） 打ち合わせを実施する際は、必要に応じてシステム担当者、デザイン担当者等の専門職を同席させること。
- （ 3 ） 受託者は、業務の履行状況について随時報告を行うこと。また、委託者が業務の履行に関し、受託者に報告を求めた場合は直ちにに応じること。

#### 13 追加提案

本業務の仕様は、委託者が最低限必要と考えているものである。受託者の専門的立場から、本業務の費用範囲内で効果的な提案がある場合は追加提案を行うこと。

#### 14 委託者の解除権

受託者が、本仕様書記載の内容に違反した場合、委託者は受託者と協議のうえ本委託契約を解除することができる。

#### 15 支払方法

委託者は、委託業務終了後に検査を行う。検査終了後、委託者は受託者の振込口座が記載されている請求書に基づき一括で支払いを行う。

## 16 委託内容の譲渡等

受託者は、この契約により生ずる権利、義務を第三者に譲渡、承継、または、担保の目的に供することができない。ただし、委託者の承諾を得たときはこの限りでない。

## 17 著作権の譲渡等

- (1) 制作物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下、「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。)を当該著作物の引渡し時に委託者に無償で譲渡すること。なお、上記は当該著作物が制作段階であっても同様とする。
- (2) 前項に関し、制作物に係る著作権が受託者以外の者に帰属している場合には受託者は、あらかじめ受託者とその者との書面による契約により当該著作権を受託者に譲渡させること。
- (3) 委託者は制作物が著作物に該当するとしないと関わらず、当該制作物の内容を受託者の承諾なく自由に使用することができる。
- (4) 受託者は、制作物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意すること。また、委託者は制作物が著作物に該当しない場合には、当該制作物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

## 18 労働基準法等の遵守

- (1) 受託者は、労働基準法等の関係法令を遵守し、従業員の労働条件、給与等に配慮しなければならない。
- (2) 受託者が賃金等の債務の支払いを遅延したときには、委託者の求めに応じて事情を報告しなければならない。
- (3) 前項に関して経営状況の確認が必要なときには、委託者は財務状況等の報告を求めることができる。

## 19 その他

- (1) 受託者は、本業務履行中に知り得た事項を委託者の許可なく公表し、または、利用してはならない。
- (2) 個人情報の取扱については別紙によるものとする。
- (3) 受託者は、本業務に関係のある法令、条例及び規則等を遵守すること。
- (4) その他、本業務の履行にあたり疑義が生じた場合、あるいは本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者の双方で協議のうえこれを決定する。

## 別紙

(個人情報保護の趣旨)

第1条 受注者は、信頼される足立区観光事業の実現に資する個人情報保護制度の趣旨を勘案し、その業務を遂行するにあたって、区民の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(適正な管理)

第2条 受注者は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(再委託の禁止又は制限)

第3条 受注者は、この契約により受託した事務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

(秘密保持の義務)

第4条 受注者は、この契約により受託した業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。契約期間満了後もまた同様とする。

2 受注者は、この契約により受託した事務に従事する者及び従事した者に対し、前項の義務を遵守させなければならない。

(第三者への提供の禁止)

第5条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。

(委託された事務以外への使用の禁止)

第6条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を委託された事務以外の用途に使用してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第7条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を発注者の許可なく複写し、又は複製してはならない。

(返還及び廃棄の義務)

第8条 受注者は、この契約により受託した事務が完了したとき又はこの契約が解除されたときは、受託した事務に係る個人情報を速やかに発注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、発注者受注者協議のうち、受注者が廃棄する場合、受注者は、第三者の利用に供されることのないよう善良な管理者の注意をもって、焼却又は裁断等により処分しなければならない。

(事故発生時における報告の義務)

第9条 受注者は、個人情報の保護に関し事故が生じたときは、直ちに発注者に通知し、当該事故の解決に努めるとともに、遅滞なくその状況を書面をもって発注者に報告しなければならない。

(立会い及び監督に関すること)

第10条 発注者は、必要があるときは、発注者の指定する職員を立ち合わせ、個人情報の管理状況を調査し、監督することができる。

(加工、再生等の禁止)

第11条 受注者は、この契約により受託した事務の範囲を超えて、個人情報の加工、再生等をしてはならない。

(付随的に発生する情報の使用禁止)

第12条 受注者は、この契約により受託した事務の範囲を超えて、受託した事務に係る個人情報の調査分析過程で得られた付随的な情報を使用してはならない。

(公表措置及び損害賠償義務)

第13条 発注者は、受注者が第1条から前条までに掲げる個人情報の保護に関する義務に違反し、又は怠った場合は、一般財団法人足立区観光交流協会会長の附属機関である一般財団法人足立区観光交流協会個人情報保護委員会の意見を聴いて、その事実を公表することができる。

2 前項の場合において、発注者が損害を受けたときは、受注者はその損害を賠償しなければならない。

(報告、立ち入り及び検査)

第14条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して実施状況の報告を求め、又は受注者の事務所及び実際に業務を遂行している場所に立ち入り、実施状況及び書類等の物件を検査することができる。

(罰則)

第15条 受注者は、一般財団法人足立区観光交流協会個人情報保護規程を遵守しなければならないが、同規定に基づき、次の場合に一定の懲役又は罰金に処せられることがある。この場合、行為者のほか、雇用主である法人又は人に対しても罰金刑を科せられることがある。

(1)正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報の電磁的記録(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したとき

(2)業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したとき

(3)業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用したとき

(4)前条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき